

貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

〔単位 千円〕

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	9,509,956	買 掛 金	5,223,410
受 取 手 形	2,875,813	リ 一 ス 負 債	3,808,323
電 子 記 録 債 権	144,164	未 払 金	25,266
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	657,032	未 払 費 用	647,733
商 品 及 び 製 品	4,063,277	未 払 法 人 税 等	257,187
仕 掛 品	898,098	契 約 負 債	344,838
原 材 料 及 び 貯 藏 品	155,673	賞 与 引 当 金	1,324
未 収 入 金	515,452	そ の 他	40,000
そ の 他	165,429		98,737
	35,013		
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ 一 ス 負 債	
建 物	3,379,718	リ 一 ス 負 債	68,791
構 築 物	(2,979,046)	そ の 他	58,169
機 械 及 び 装 置	2,576,293		10,622
車両 運 搬 具	30,732		
工 具 器 具 及 び 備 品	18,735	負 債 合 計	5,292,202
	22,733		
	330,550		
無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	(110,346)	株 主 資 本	7,597,472
そ の 他	109,004	資 本 金	(250,000)
	1,341	利 益 剰 余 金	(7,347,472)
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 準 備 金	(62,500)
投 資 有 価 証 券	(290,325)	そ の 他 利 益 剰 余 金	(7,284,972)
破 産 更 生 債 権 等	3,075	繰 越 利 益 剰 余 金	7,284,972
長 期 前 払 費 用	6,108	う ち 当 期 純 利 益	1,423,464
前 払 年 金 費 用	5,162		
繰 延 税 金 資 産	107,741		
そ の 他	112,879		
貸 倒 引 当 金	63,638		
	△ 8,280	純 資 産 合 計	7,597,472
資 産 合 計	12,889,675	負 債 純 資 産 合 計	12,889,675

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

・市場価格のない株式等：総平均法に基づく原価法

②デリバティブ：時価法

③棚卸資産

(原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。)

・商品及び製品、仕掛品：総平均法に基づく原価法

・原材料及び貯蔵品：移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車、環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

①製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

②サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

②グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 5,000株

3. その他の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,161,561千円

(2) 当期の減価償却実施額 307,052千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。